

県立学校長 殿  
甲府市立甲府商業高等学校長

山梨県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

### 服務規律の確保について（通知）

服務規律の確保については、令和3年5月28日付け教高第883号の通知等により指導の徹底を求めているところであり、各校におきましては、子どもたちの人格形成に携わる職の重責を自覚するよう、組織的な指導を徹底するとともに、不祥事根絶に向けた取り組みに全力を尽くし、服務規律の確保に努めるよう求めているところであります。

このような状況の中、今般、子どもを教育する場で、人の性的羞恥心を著しく害し、不安を与える盗撮行為が明らかとなり、県立高等学校の教員が逮捕されるという事案が発生しました。

もとより教職員は、教育という崇高な使命を担う立場として、自らの人間性を高めていくことが求められており、子供の心身の健全な育成に全力を尽くさなければなりません。こうした行為は、違法であるばかりでなく、子供の心情に深刻な影響を与え、教員及び学校への信頼を失墜させる許されないものであります。

各学校長におかれましては、次の事項に留意し、教職員一人ひとりが、教育という子供たちの人格形成に携わる職の責任の重さを自覚するよう、組織的な指導を徹底するとともに、不祥事根絶に向けた取り組みに全力を尽くし服務規律の確保に努めるよう通知します。

- 1 教育は県民の信頼の上に成り立つものであることへの自覚、勤務時間の内外を問わずこれまで以上に服務規律の保持に努める姿勢を、危機感を持って教職員一人ひとりに求めていくこと。
- 2 教職員一人ひとりと積極的に関わり、教職員の状況の把握に努め、問題がある場合には早めに解決を図る手立てを行うこと。なお、教員育成の観点から、若手教職員及び期間採用教職員に対して、管理職面接を実施し、適切な指導・助言を行うこと。

3 児童生徒に対するわいせつ行為等の防止に向けた、次の取り組みを徹底すること。

- ・ 各校において教職員に対して実施する、わいせつ行為の防止等に関する服務規律の確保についての研修や、不祥事根絶に向けた意識啓発の取組を効果的なものに充実させかつ継続的に実施することにより、服務規律の徹底を図ること。
- ・ SNS等を用いて児童生徒と私的なやり取りは行わないこと。業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化すること。なお、この場合のルール等について保護者等に周知し、理解を得るよう努めること。
- ・ 執務環境の見直しによる密室状態の回避や教育指導体制の見直しによる組織的な対応、教員や児童生徒を対象としたアンケートの実施などによる実態把握や効果的な研修の機会など、わいせつ行為の防止に向けた予防的な取組等を強化すること。

高校教育課 人事担当 内線 8315
-----------------------